

社援保発 0701 第 1 号
令和 2 年 7 月 1 日

各 都道府県
指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

（公印省略）

「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」の
一部改正について

日常生活支援住居施設の認定等については、令和 2 年 4 月 3 日付け社援保発 0403 第 1 号当職通知「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（以下、本通知という。）により、通知したところである。今般、令和 2 年 10 月 1 日から本格的に日常生活支援の委託が開始されるに先立ち、本通知の解釈を明確化するため所要の改正を行った。このことにつき、令和 2 年 7 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

また、実施機関及び事業者等関係者に対しての周知について協力をお願いする。